平成30年度定期監査(前期)の結果に対する措置状況の公表について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により実施した、平成30年度定期 監査(前期)の結果に基づき講じた措置について、市長等から通知があったので同条 第12項の規定により次のとおり公表する。

平成30年11月13日

江別市監査委員 中村秀春江別市監査委員 鈴木真由美

所管課等	監査結果(内容)	措置状況の概要
保護課 H30. 6. 1監査 H30. 8. 9報告	【前渡資金の精算事務について】 資金前渡された生活困窮者法外 援護費において、精算残金を取扱 期間の終了した日から5日以内に 返納していないものがあった。 公金を理由なく長期に保管する ことは、紛失、盗難等事故が発生 する恐れもあることから、今後は 江別市会計規則を遵守し、適正な 事務処理に努められたい。	【措置済み】 本件指導事項を踏まえ、平成30年6月からは精算事務を含めた全ての経理事務において、遅延等の不適切な処理が生じないよう職員に周知し、庶務担当全員で点検を行っています。今後も江別市会計規則を遵守し、適正な事務処理に努めます。
子ども育成課 参事(子育て支 援センター事 業推進担当) H30. 6. 7監査 H30. 8. 3報告	【補助金交付事務について】 民間保育施設運営費補助金(牛 乳補助)の決定は、申請書及び支 払済領収書の写し等に基づき行わ れるが、これらの証拠書類の整理 保存等が不十分である状態が散見 されることから、今後は江別市民 間保育施設運営費補助要綱を遵守 し、適正な補助金交付事務の執行 に努められたい。	【措置済み】 補助金交付事務について、定期監査の結果を課内 で共有し、証拠書類の整理保存等を含め、事務処理 手順を見直しました。今後も江別市民間保育施設運 営費補助要綱を遵守し、事務を遂行するよう意思統 一を図りました。
	【決裁事務について】 子育て支援センターすくすくボランティア活動保険料資金前渡について、資金前渡精算書に対し適切な決裁がなされていないことから、今後は江別市事務専決規程に基づき適切に処理されたい。	【措置済み】 決裁事務について、定期監査の結果を課内で共有 し、事務執行に当たっては、江別市事務専決規程を 遵守するとともに、職員相互の確認を行うよう意思 統一を図りました。

市立病院管理課

H30. 7.26監査 H30.10.26報告

## 【決裁区分について】

前渡資金から交際費及び食糧費を支出する際の予定承認伺及び執行承認伺において、誤った決裁区分で処理しているものが散見されることから、今後は江別市立病院事務専決規程を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

## 【措置済み】

今回の指導事項について、課内で情報共有し、特に誤りが多かった供花代については、決裁区分の確認を徹底するよう発注者及び交際費執行担当者へ改めて周知しました。

また、起票用の決裁ファイルを工夫するとともに、 執行を承認する総務係と支出伝票を起票する財務係 で二重に確認することにより再発防止を図るなど、 今後は江別市立病院事務専決規程を遵守し、適正な 事務処理に努めます。

揭示期限:平成30年11月26日